

北海道檜山農業改良普及センター等電力需給契約（従量電灯C）
仕様書（案）

北海道檜山振興局総務課

北海道檜山農業改良普及センター等電力需給契約については、契約書のほか、この仕様書に定めるところによる。

1 概要

(1) 需給場所

別紙「北海道檜山農業改良普及センター等電力需給施設一覧（従量電灯C）」のとおり

(2) 業種及び用途

官公署（事務所等）

2 仕様

(1) 需給施設及び所在地等

別紙「北海道檜山農業改良普及センター等電力需給施設一覧（従量電灯C）」のとおり

(2) 需給地点

各施設の電気設備と一般送配電事業者の供給設備接続点

(3) 工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に一般送配電事業者が設置した計量装置等は、一般送配電事業者の所有又は管理責任物とする。

(4) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(5) 電力量等の計量地点

別紙「北海道檜山農業改良普及センター等電力需給施設一覧（従量電灯C）」のとおり

3 契約電流等

(1) 契約容量（容量・電力）及び予定使用電力量

別紙「年間使用予定電力量」のとおり

(2) 契約期間

令和5年11月検針日（10月使用分）から令和6年10月検針日（9月使用分）まで

4 その他

その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、電力供給者と受給者間で協議の上、定めるものとする。